



決め手は、青森県産。

農業制度資金のご案内

農業経営の安定と発展のために！



青森県農林水産部団体経営改善課

【令和7年4月】

資 金 使 途																					
土地			農機具・施設				導入・育成				環境		担い手			経営			災害		
農地等の取得	農地等の改良・造成	農地の賃借料の支払い	農舎・畜舎・ハウス等の設置	農機具の購入	共同利用施設	農産物の加工・販売施設の整備	果樹等の導入・育成	家畜の導入・育成	品種の転換	種苗・肥料・農薬等の運転資金	給排水施設の改良・建設	多目的施設等の整備	農業・生産技術等の研修	新規就農の準備	農業経営開始のための機械等の取得	負債整理 （投資を伴う借換）	負債整理 （固定化借換のみ）	経営環境の変化による減収のための経営維持資金	農地の災害復旧	施設の災害復旧	再生産に要する経営資金
	○	○	○	○	○	○	○	○				○									
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○						○	○	
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○						○	○	
	○	○	○	○		○	○	○			○										
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○					
	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○								
			○	○		○															
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○											
																○	○				
																○	○				
																	○				
		○					○	○	○	○			○								
																			○	○	○
																		○			
																					○
																					○
	○	○	○	○		○	○	○		○				○	○						

農業経営改善関係資金

農業経営改善関係資金とは、経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に
必要な各資金の総称で、次の4資金があります。

農業近代化資金	農協等系統資金を活用し、資本装備の高度化と経営の近代化を目的とした長期資金（機械・施設・果樹・家畜等の購入）
農業改良資金	株式会社日本政策金融公庫が融資する新作物・新技術にチャレンジするための無利子資金
農業経営基盤強化資金	株式会社日本政策金融公庫が融資する長期資金（農地・機械等の購入）
経営体育成強化資金	株式会社日本政策金融公庫が融資する前向き融資のための長期資金

農業近代化資金

貸付対象者

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 継続的農地利用者、目標地図に位置づけられた者
- ④ 主業農業者
- ⑤ 原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で、経営開始後決算を2期を終えていないもの（農業参入法人）
- ⑥ 経営主以外の農業者
集落営農組織（集落営農組織が法人化する時にその構成員になろうとする者を含む）
- ⑦ 農業を営む任意団体
- ⑧ 農業協同組合等

貸付対象事業			貸付利率 R7.3.19 現在	償還期間【うち据置】（年以内）				貸付限度額
				認定農業者	認定新規就農者	左記以外の農業者	農業協同組合等	
建構築物造成・農機具等取得資金 （1号資金）	畜舎、果樹棚、農機具その他の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 （復旧の貸付対象者は認定農業者及び集落営農組織のみ）	建構築物	1.70%	15【7】	17【5】	15【3】	15【3】 *畜舎、果樹棚を含む場合 20【3】	○個人 1,800万円 ○法人又は団体 2億円 ○農業参入法人 1億5,000万円 ○農業協同組合等 15億円 *融資率は原則事業費の80%。 ただし、認定農業者及び集落営農組織の場合は、100%となる特例あり。
		農機具		7【2】	10【5】	7【2】	10【2】	
果樹等植栽育成資金 （2号資金）	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 （認定農業者及び集落営農組織以外は、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木に限る。）			15【7】	17【7】	15【7】	15【7】	
家畜購入育成資金 （3号資金）	乳牛その他家畜の購入又は育成に要する資金			7【2】	10【5】	7【2】	7【2】	
小土地改良資金 （4号資金）	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金 （復旧→認定農業者及び集落営農組織のみ）			15【7】	18【5】	15【3】	15【3】	
長期運転資金 （5号資金）	農地等の使用及び収益権の取得に要する資金、農機具等の賃借権の取得に要する資金	*認定農業者の場合 1.15～1.65% （財）農林水産長期金融協会からの利子助成があるため。		15【7】	17【5】	15【3】	対象外	
	研修資金、品種転換資金、農産加工品等の調査開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金、営業権・商標権取得に必要な資金、法人化及び法人参加に要する資金等			15【7】	対象外	15【3】 *集落営農組織のみ		
	農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金			15【7】	対象外	15【3】 *集落営農組織及び農業参入法人のみ		
農村環境整備資金 （6号資金）	診療施設、老人福祉施設、水道施設、託児施設、研修施設、融雪・除雪用施設等農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金		対象外	対象外	対象外	20【3】		
大臣特認資金 （7号資金）	農村における給排水施設、農業者が居住する住宅、水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金		15【7】	17【5】	15【3】	15【3】 *水田を利用した水産動物の養殖施設のみ		

農業改良資金

貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期間 [うち据置]
1) 新たな農業部門の経営の開始 新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作物（品種を含む。）区分へ進出する場合	以下の認定を受けた農業者等 ・農工商等連携促進法 ・農林漁業バイオ燃料法 ・米穀新用途利用促進法 ・六次産業化法 ・みどりの食料システム法	○農業者 5,000万円 ○法人・団体 1億5,000万円	無利子	12年以内 [5年以内]
2) 新たな加工の事業の経営の開始 自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合				
3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 農業者等にとって新たな技術又は取組で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合				
4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合				
5) 農業経営に必要な施設の設置 認定中小企業者、認定製造事業者及び促進事業者が、連携又は支援先の農業者等に代わって、当該農業者等が行う生産活動等に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合	認定中小企業者 認定製造事業者 促進事業者			
6) 連携先の農業者等の生産した農畜産物等を加工・販売するための加工・販売施設の改良、造成又は取得 認定中小企業者及び促進事業者が連携先又は支援先の農業者等の農畜産物又はその加工品を原料又は材料として相当程度使用すること、又は販売することが見込まれ、当該農業者の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工・販売施設を改良、造成及び取得する場合	認定中小企業者 促進事業者			

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

貸付対象者

認定農業者（具体的には次のとおり）

- ① 「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画（「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農肉用牛経営改善計画又は「果樹農業振興特別措置法」に基づく果樹園経営計画を含む）を作成して市町村長の認定を受けた個人及び法人
- ② 上記①の法人に出資する個人

貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率 R7.3.19現在	償還期間 [うち据置]
1) 農地や採草放牧地の取得 2) 農地等の改良や造成 3) 農業経営のための施設や機械等の取得 4) 農産物の加工処理・流通販売のための施設、観光農業施設等の取得 5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得 6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○個人 3億円 ○法人 10億円	1.15～1.70% (※)	25年以内 [10年以内]

※ 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる場合にあっては、（公財）農林水産長期金融協会の利子助成（上限2%）により、国の予算の範囲内で、貸付当初5年間に限り、金利負担が実質無利子となる場合があります。（負債整理等長期資金は除く）

経営体育成強化資金（前向き投資資金）

貸付対象者

- ① 主業農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 継続的農地利用者
- ④ 農業参入法人
- ⑤ 経営主以外の農業者
- ⑥ 集落営農組織
- ⑦ 集落営農組織が法人化するときその構成員として参加する農業者
- ⑧ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率 R7.3.19現在	償還期間 [うち据置]
1) 農地又は牧野の改良又は造成 2) 農地等又は未墾地の取得 3) 農地等又は未墾地について、賃貸借その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金の支払い又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一時払い 4) 果樹の新植、改植又は育成 5) オリーブ、茶、多年性草本、桑又は花木の新植、改植又は育成 6) 家畜の購入又は育成 7) 農機具、運搬用機具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い 8) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善に必要な施設（農機具及び運搬用機具含む。）の改良、造成又は取得 9) 農業経営の改善に必要な施設の賃借料の一括前払い（集落営農組織に限る） 10) 農業経営の改善に必要な農業費等の費用（集落営農組織及び農業参入法人に限る） 11) 集落営農組織の法人化に際し必要となる当該法人の構成員の出資金等	○個人及び農業参入法人 1億5,000万円 ○法人及び集落営農組織 5億円 *融資率は事業費の80%	1.70%	25年以内 (3～10年以内) *据置について ・原則3年以内 ・貸付対象事業の4)については10年以内 ・認定就農者が行う貸付対象事業の2)については5年以内

農業負債整理関係資金

農業負債整理関係資金とは、経営環境の変化等により、借入金の償還が困難となっている農業者に
対して、その償還負担の軽減を図るための資金で、次の2資金があります。

- 経営体育成強化資金** 既往借入金の整理や支払いの負担を軽減するための資金【再建整備資金・償還円滑化資金】
- 農業経営負担軽減支援資金** 営農負債の整理に必要な資金（貸付金利5%以下の制度資金は対象外）

経営体育成強化資金（償還負担軽減資金）

貸付対象者

- ① 主業農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 継続的農地利用者
- ④ 経営主以外の農業者
- ⑤ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率 R7. 3. 19現在	償還期間 [うち据置]
1) 再建整備資金 （制度資金以外の農業経営に必要な資金を借り受けたために生じた負債の整理） (7) 農具、肥料、飼料、家畜その他の農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金 (4) 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 (7) 農業経営の改善のための農地等の取得、遺産相続、疾病、災害等により必要な資金 (1) 共同相続人のうち遺産に属する農業経営資源（農地、施設その他の農業に活用される資源をいう。）についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金 2) 償還円滑化資金 （次に掲げる資金等の円滑な支払いに必要な資金） (7) 株式会社日本政策金融公庫が融通する資金 (4) 農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、就農支援資金その他国が利子補給又は利子助成を行う資金 (7) 土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等	1) 再建整備資金 ○個人 1,000万円 ○法人 4,000万円 2) 償還円滑化資金 経営改善期間中において支払われるべき既往借入金等負債の隔年の支払金の合計額	1.70%	25年以内 [3年以内]

農業経営負担軽減支援資金

貸付対象者

次の要件のすべてを満たす農業者

- ① 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
- ② 借入希望者（借入希望者が60歳以上である場合は、その後継者）が、現に主として農業に従事しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
- ③ 農業所得が総所得の過半（法人の場合、総売上高のうち農業に係る売上高が過半）を占めていること。
- ④ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。
- ⑤ 目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者で、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者。

貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率 R7. 3. 19現在	償還期間 [うち据置]
○ 営農負債の借換え。 <u>ただし、次の資金を借り受けたために生じた負債の場合にあっては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く。</u> 1) 株式会社日本政策金融公庫資金 2) 農業近代化資金 3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第4項に規定する資金） 4) 農業改良資金 5) 青年等就農資金及び旧就農支援資金 6) 国、独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金	営農負債の残高	1.70%	10年以内 [3年以内] * 既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められた場合は、償還期限を15年以内とすることができる。

その他の資金

農業経営改善関係資金、農業負債整理関係資金の他にも、短期運転資金や災害を受けた場合に利用できる資金等さまざまな制度資金があります。

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率 R7.3.19現在	償還期間 [うち据置]
○ 農業経営改善計画の達成に必要なとする、次に例示するような短期運転資金の支払い 1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費 3) 小農機具等営農用備品、消耗品等の購入費 4) 営農用施設・機械の修繕費 5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 6) 生産技術、経営管理技術の修得費 7) 市場開拓費、販売促進費等	認定農業者	○個人 500万円 ○法人 2,000万円 *畜産経営又は施設園芸を営む場合は、上記のそれぞれ4倍が貸付限度額となる。	1.65%	1 [-] *農業経営改善計画期間中は、極度額等の範囲内で何度でも借入・返済を行うことができます。

災害等関係資金

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率 R7.3.19現在	償還期間 [うち据置]
農林漁業セーフティネット資金	1) 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 * 災害は、原則として、風水害、震災等の天災に限られますが、火災、海洋汚染等の通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含みます。 2) 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失（農業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。）を受けた経営の維持安定に必要な資金 3) 社会的又は経済的環境の変化その他農業者の責めに帰すことができない事由により経営悪化が生じた場合における経営の維持安定に必要な資金	認定農業者 主業農業者 認定新規就農者 その他一定の要件を満たす農業者等	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要と認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額、又は、粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)	1.15% ～ 1.65%	15年以内 [3年以内]
天災資金 (※)	【経営資金】 1) 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のものに限り）、家畜、家きん等の購入 2) 労賃、水利費、農作物共済・蚕繭共済・家畜共済の掛金の支払い 3) 簡易な施設が損壊した等の場合に、その復旧のために必要な資材の購入代金の支払い 4) 天災により被害を受けた農産物の販売代金によって償還を予定していた当該年の経営資金の償還に充てるための資金	被害農業者	○個人 200万円 (果樹、家畜飼養においては 500万円) ○法人 2,000万円 (果樹、家畜飼養においては2,500万円)	その都度決定	被害率等により 3～6年以内 [-]
	【事業資金】 被害組合が所有又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金		○組合 2,500万円 ○連合会 5,000万円		
青森県農林漁業災害経営資金(※)	天災資金の【経営資金】に同じ				

※天災資金は「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」、青森県農林漁業災害経営資金は「青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例」が発動された場合に適用となります。

資金に関するお問い合わせ先

○ 東青農林水産事務所

〒030-0861

青森市長島2-10-3（青森フコク生命ビル6階）

【農業普及振興室】 017-734-9966

【指導調整課】 017-734-9960

○ 中南農林水産事務所

〒036-8345

弘前市大字蔵主町4

【農業普及振興室】 0172-33-4821

【指導調整課】 0172-32-7223

○ 三八農林水産事務所

〒039-1101

八戸市大字尻内町字鴨田7

【農業普及振興室】 0178-27-4444

【指導調整課】 0178-27-4024

○ 西北農林水産事務所

〒037-0046

五所川原市栄町10

【農業普及振興室】 0173-35-5719

【指導調整課】 0173-35-2345

○ 上北農林水産事務所

〒034-0093

十和田市西十二番町20-12

【農業普及振興室】 0176-23-4281

【指導調整課】 0176-23-5388

○ 下北農林水産事務所

〒035-0073

むつ市中央1-1-8

【農業普及振興室】 0175-22-2685

【指導調整課】 0175-22-3211

○ (株)日本政策金融公庫青森支店

〒030-0861

青森市長島1-5-1

【農林水産事業】 017-777-4211

○ 農林中央金庫青森支店

〒030-0847

青森市東大野2-1-15（農協会館2階）

【代表】 017-762-4403

○ 青森県農業信用基金協会

〒030-0847

青森市東大野2-1-15（農協会館1階）

【代表】 017-762-2751

○ 青森県農業会議

〒030-0802

青森市本町2-6-19（青森県土地改良会館4階）

【代表】 017-774-8580

○ 青森県農林水産部団体経営改善課

〒030-8570

青森市長島1-1-1（北棟4階）

【農林業団体金融グループ】 017-734-9478

このパンフレットは、主な農業制度資金を簡単に説明しているため、詳しい内容については、お気軽に関係機関にお尋ねください。

※このパンフレットに記載の貸付条件は、R7.3.19現在のものです。

最新の情報は下記ホームページで御確認ください。

「<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/dantai/shikin.html>」